

(仮称) 太子町こども家庭センター設置に伴う備品購入事業  
受託候補者選定 実施要領

1. 要 旨

本事業は、太子町における妊産婦、子育て世代及びこどもに対し、一体的に相談支援を行う機関として、役場1階に「(仮称) 太子町こども家庭センター (以下「センター」という。)」を新たに設置することに伴い、センター運営に必要な執務エリアを確保するため、より効果的かつ独創性をもったレイアウトを目的とした備品の購入について、提案から購入、設置までを希望する事業者 (以下「事業者」という。) を公募によるプロポーザル方式により募集し、契約候補者を選定するものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名称

(仮称) 太子町こども家庭センター設置に伴う備品購入事業 (以下「本事業」という。)

(2) 事業内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

町議会議決の翌日から令和8年1月9日 (金) まで

(4) 契約上限額

金11,372,900円 (税別)

(5) 発注者

太 子 町

3. スケジュール

(1) 公募開始日：令和7年7月2日 (水)

(2) 質問受付の締切り：令和7年7月11日 (金) 午後5時

(3) 質問への回答：令和7年7月16日 (水)

(4) プロポーザル参加申込書等の提出締切り 令和7年7月22日 (火) 午後5時

(5) 企画提案書等の提出締切り：令和7年8月8日 (金) 午後5時

(6) 審査結果通知：令和7年8月19日 (火)

(7) 仮 契 約：令和7年8月29日 (金) ※予定

(8) 契約期限：令和8年1月9日 (金) ※予定

(9) 設 置：令和7年12月20日 (土)、21日 (日) ※予定

4. 参加資格要件

次の(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ(3)に該当する法人とする。

(1) 令和7・8年度入札参加資格者名簿 (分類：事務消耗品・備品) に登録されてい

る法人であること（ただし、応募締切時点において入札参加停止期間中である法人を除く）。

(2) 前号に該当しない法人については、次に掲げるアからカの全てに該当し、本事業と類似する業務を請け負った実績を有し、かつ、6の(1)①にある「自己を証明する書類」を提出することができる法人とする。

尚、類似する業務とは、庁舎、公的なコミュニティセンター等、不特定多数の住民が来場する公共施設全般において、備品等を納入した業務をいう。

ア 代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は企画提案代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。

エ 国税、地方税及びその他本町に対する債権等を滞納していないこと。

オ 太子町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

(3) 個人情報保護法その他関係法令及び個人情報保護方針等に基づき、適正に保護・管理できる体制が整備されていること。

## 5. 複数の法人等によるグループ提案について

本事業に対し、複数の法人等によるグループでの提案は認めない。

## 6. 応募手続

(1) プロポーザル参加申込書等の提出について

### ①提出書類

- ・公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・業務実績調書（様式3）
- ・統括責任者調書（様式4）
- ・自己を証明する書類（任意様式）

※各書類について、1部提出すること

### ②締切 令和7年7月22日（火）午後5時まで

※持参又は郵送により提出すること。※当日消印有効

### ③各様式について

- ・公募型プロポーザル参加申込書（様式1）  
代表者印を押印し、必要事項について記入すること。
- ・誓約書（様式2）

太子町暴力団排除条例の規定に基づく誓約書を提出すること。

- ・業務実績調書（様式3）

過去10年間に於いて本事業と類似する事業を受託した実績を記載すること。

- ・統括責任者調書（様式4）

自社に3箇月以上雇用されており、本業務を完了まで実質的に担当する者について記載する。（氏名、所属・役職、経歴・職歴等）

- ・自己を証明する書類（任意様式）

別表「自己を証明する書類一覧」に記載している書類を提出すること。

## （2）企画提案書等の提出について

### ①提出書類

- ・企画提案書（任意様式）

- ・見積書及び内訳書（任意様式）

※企画提案書については、正本1部、コピー9部の合計10部を提出。

但し、見積書については2部提出とする。

### ②締切 令和7年8月8日（金）午後5時まで

※持参により提出すること。郵送による提出は認めない。

### ③各様式について

- ・企画提案書

企画提案書は1社につき1案とし、別紙「(仮称)太子町こども家庭センター設置に伴う備品購入事業 仕様書」に基づき、次の内容を示すこと。

ア) 提案のコンセプト

イ) 仕様書業務内容に関する具体的な提案（図面等も可）

ウ) 業務体制及び役割分担

エ) 納品スケジュール

オ) 納品後におけるメンテナンスの体制。

カ) その他企画提案の内容を理解するために参考となる資料

- ・見積書及び見積内訳書（任意様式）

a) 提案書の記載内容を踏まえて、本事業に係る見積書とその内訳明細を記した見積内訳書を提出する。なお、見積書には合計金額だけでなく、内訳金額も記載し、事業者の代表印を必ず押印すること。

b) 見積書には備品の金額だけでなく、購入備品の組立、運搬及び設置施工費に係る費用と、別途仕様書に記入する既存備品類の移動も含むものとする。

c) 見積金額は消費税及び地方消費税を除いた額とし、消費税及び地方消費税を含んだ額が、2で提示した契約上限額以内とする。

## （3）実施要領及び仕様書等に関する質疑応答について

質問期限：令和7年7月11日（金）午後5時必着

質問方法：電子メールにより下記に記載のアドレスに送付すること。

質問様式：任意とするが、以下の項目を遵守すること。

- ・件名は「(仮称) 太子町こども家庭センター備品購入事業に関する質問」とする。
- ・質問者の会社・団体名、部署名、担当者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、他の受託希望者に関する質問には一切応じない。
- ・回答方法：質問者の社名を伏せて、令和7年7月16日(水)に太子町ホームページ上に公開する。
- ・提出先

太子町 健康福祉部 子育て支援課〈担当：鎌田・胡麻〉

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

電話：(0721)98-5596 FAX：(0721)98-2773

電子メール：kosodate@town.taishi.osaka.jp

受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時

(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日を除く。)

## 7. 資格審査

申請書を受理した後、資格審査を行い、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。なお、次のいずれかに該当する場合は、資格審査の段階で提出された書類を無効とする。

- ①提出期限を過ぎて提出された場合
- ②見積書の見積額(税込)が契約上限額を超えている場合
- ③本実施要領を満たしていない企画提案書を提出した場合
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと太子町が認めた場合

## 8. 企画提案書の審査及び採点評価

- (1) 事業者から提出された提案書等の書面を(仮称)太子町こども家庭センター設置に伴う備品購入事業 公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、以下に掲げる「(3) 審査項目と評価の配点」に従い審査する。

なお、審査は、「(3) 審査項目と評価の配点」の審査員全員の合計点が一番高い者を優先受託候補者とする。なお、得点の合計が一番高い者についてのみ、同点の候補者が複数いる場合は、選定委員の協議の上で決定する。

- (2) 委員会は以下の者で構成する。

委員長：健康福祉部長

委員：福祉介護課長

委員：いきいき健康課長

委 員：保険医療課長  
委 員：住民人権課長  
委 員：会計課長  
委 員：税務課長  
委 員：子育て支援課長

※委員長は、委員会の長となる。

※委員長に事故があるとき又は欠けたときは福祉介護課長がその職務を代理する。

※委員会は委員の3分の2以上の出席により成立するものとし、委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(3) 審査項目と評価の配点

審査項目及び評価の配点については以下のとおりとする。

審査項目	評価ポイント	き	良	普	や	不
		わ	好	通	や	十
		め			不	分
		て			十	
		良			分	
1 業務実績 (5点)	・同種及び類似する施設への備品等納入実績をどれだけ有しているか。	5	4	3	2	1
2 企画提案内容 (50点)	・本事業の内容を把握し、仕様書の内容に基づいたものになっているか。	10	8	6	4	2
	・サイズ、重さなど仕様が来庁者にとって使いやすい仕様となっているか。	10	8	6	4	2
	・家具の選択、配置などが独創性に優れ、魅力のあるものであるか。	10	8	6	4	2
	・各部署の利用に応じた、家具の選択、配置となっているか。	10	8	6	4	2
	・子どもが利用することに配慮されているか。	10	8	6	4	2
3 価格 (30点)	・価格設定が上限金額を越えないもののうち、最も安価な業者より上位5位まで傾斜配点し、5位以下については全て10点を配点する。	30	20	15	12	10
4 業務体制 (15点)	・商品を円滑かつ的確に納品できる具体的なスケジュールとなっているか。	10	8	6	4	2
	・納品された商品の修理等アフターケアの体制が十分整っているか。	5	4	3	2	1

## (5) その他留意事項

- ①審査内容は非公開とする。
- ②書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本審査を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取消すことがある。なお、この場合において本公募に要した費用を太子町に請求することはできない。
- ③提出後における提案書等の差替え及び再提出は原則として認めない。
- ④全ての提出書類は、返却しない。
- ⑤提出された提案書等は、受託候補者の選定以外には無断で使用しないこととする。
- ⑥提出された提案書等は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- ⑦1者のみの参加であっても審査の結果、合格基準点に達していれば受託候補者とする。合格基準点は60点以上とする。
- ⑧書類提出後の辞退は自由とする。その場合は、辞退届（任意様式）を提出することとし、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。ただし、受託候補者に選定された後の辞退は不可とする。
- ⑨企画提案書で示された内容が契約内容の基本となるため、実現性が低い提案をするようなことがないように注意すること。また、受託候補者等に決定された後であっても、業務目的が達成されないことが確認された場合には、契約を締結しない場合がある。それに伴い事業者が損害を被ることになっても、太子町は一切賠償しない。
- ⑩提案書に記載されている内容について、契約後、協議により軽微な範囲内で変更することがある。
- ⑪以下の場合には失格扱いとする。
  - ア. 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - イ. 審査の公平性を害する行為があったと太子町が認めた場合

## 9. 審査結果の公表及び通知

### (1) 通知方法

プロポーザルに参加した全ての事業者の結果を通知する。

### (2) 通知時期

令和7年8月19日（火） ※太子町ホームページにて公表する。

## 10. 契約の締結

- (1) 契約は、選定された受託候補者と太子町の間で協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る契約を締結する。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり、企画提案内容（見積内容を含む。）を

基本とするが、協議結果によりそのまま契約するとは限らない。

- (3) 受託候補者との協議が不調に終わった場合には、選考委員会において次点とされた応募者と協議を行い、協議が整った場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る契約を締結する。
- (4) 契約保証金については、業務実績などにより免除になることがある。
- (5) 受託候補者は、第三者に対して業務全ての委託は認めない。第三者に対して業務の一部を委託する場合は、太子町の承認を得ることとし、受託候補者と同等の義務を負わせるものとする。又、当該第三者に対し必要且つ適切な監督を行わなければならない。
- (6) 本契約の締結  
本事業の契約については、本町議会の議決を経るまでは仮契約とし、議決後に本契約としての効力が生ずるものとする。

## 11. その他

- (1) 審査結果に対する異議は一切受け付けない。
- (2) 本公募型プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本公募型プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。また、本公募型プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、太子町から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (3) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (4) 提出書類に含まれる著作物の著作権は参加事業者に帰属する。
- (5) 採用した企画提案の使用権は太子町に帰属する。
- (6) 審査結果については公表し、情報公開の対象となる。

## 12. 担当部署

太子町 健康福祉部 子育て支援課 担当：鎌田・胡麻  
〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地  
電 話：(0721)98-5596  
F A X：(0721)98-2773  
電子メール：kosodate@town.taishi.osaka.jp